

皆様のお力をお貸しく下さい!



宮城県では 公立学校の 講師を募集 しています

※仙台市立の学校は除きます。

宮城県では、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（仙台市立の学校を除く。）で、常勤講師または非常勤講師として働いていただける方を募集しています。

現在教職に就いていない方や、これまで学校で教えた経験はないものの講師等をお考えの方でも、安心して教壇に立てるように、教育委員会では説明会・研修会を開催し、様々なアドバイスを行います。

下記連絡先まで、お気軽にご相談・お問合せください。



講師登録は宮城県教育庁教職員課のホームページから

公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（非常勤講師）募集について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/r07rinji.html>

ご相談・お問合せ先

免許関係は……………	育成・免許班	022-211-3639
小学校・中学校は……………	小中学校人事班	022-211-3632
高校・特別支援学校は……………	県立学校人事班	022-211-3633



《小・中学校での講師の登録は、各教育事務所でも行っています。下記事務所にお問合せください。》

教育事務所	連絡先（電話番号）
大河原教育事務所（県南…大河原・白石方面）	教育学事班（0224-53-3111 内線566）
仙台教育事務所（県中央…仙台市以外の周辺部）	教育学事班（022-275-9258）
北部教育事務所（県北…大崎・栗原方面）	教育学事班（0229-91-0739）
東部教育事務所（県東…石巻・登米方面）	教育学事班（0225-95-7096）
気仙沼教育事務所（県北東…気仙沼・南三陸方面）	教育班・学事担当（0226-24-2572）

こんな疑問や不安をお持ちではありませんか？

給料はどのくらいもらえるのかな？

今まで経験はないけれど、どんなことから始めればいいのか？

取得した免許はまだ有効なのかな？

こんな疑問や不安に、「お答えします！」

学校はブラックなイメージがあるけれど、自分は働けるかな？

勤務先の希望はかなうのかな。生活に合わせた働き方は可能かな？

タブレットなどのICT機器を使えるだろうか…



宮城県公立学校 ペーパーティーチャー対象説明会・研修会のご案内

現在教職に就いていない方、これまで学校で教えた経験はないものの、講師等をお考えの方（いわゆるペーパーティーチャー）の方を対象に説明会・研修会を実施します。

日時 令和6年11月9日(土) 午前10時～正午

場所 宮城県庁2階 講堂 〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

※上記の疑問や不安へのお答えのほか、学級づくりの手法の紹介や、個別相談なども行います。



お申込

下記の URL または QR コードで「みやぎ電子申請サービス」から申込をお待ちしています。(申込締切は11月8日(金)です)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1722827040340>

常勤講師と非常勤講師の違いについて

【臨時的任用職員(常勤講師)とは？】

- 1. 任用期間は？**
場合によりますが、数か月から1年間の任用となります。
- 2. 勤務時間は？**
1日7時間45分、週38時間45分です。
- 3. 休暇は？**
年次有給休暇、特別休暇などがあります。
- 4. 給料は？**
正規職員に準じて支給されます。
(例) 勤務する地域により異なりますが、四年制大学新卒の方が県立高校の講師に任用の場合、給与は22万円程度、四年制大学卒業で民間企業に正社員として20年勤務した方が市町村立小学校の講師に任用の場合、給与は30万円程度となります。この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）などがそれぞれの要件によって支給されます。
- 5. 健康保険等は？**
2ヶ月以上の任用が見込まれる場合、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、厚生年金保険(日本年金機構)が適用されます。

【会計年度任用職員(非常勤講師)とは？】

- 1. 任用期間は？**
場合によりますが数か月から1年間の任用となります。
- 2. 勤務時間は？**
指導する教科の授業担当時間数となります。
- 3. 休暇は？**
年次有給休暇、特別休暇などがあります。
- 4. 給料は？**
1時間当たり3,360円で担当する授業の実績により報酬が支給されます。その他に、地域手当、通勤に係る旅費なども規定に基づき支給されます。
(例) 週8時間の持ち時間で、月30時間だと100,800円(3,360円×30時間)、長期休業などがあり月10時間だと33,600円(3,360円×10時間)と月により異なります。
- 5. 健康保険等は？**
一定の条件を満たす場合は健康保険及び厚生年金保険が適用されます。なお、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。